

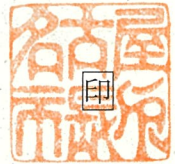
行政文書非公開決定通知書

7 総 第 48 号
令和 7 年 5 月 23 日

名古屋市民オンブズマン代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 広沢 一郎



令和 7 年 5 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	請求された行政文書の内容は、次のとおりです。 対象期間 2023/04/01～2024/03/31 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日) 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室長（当時）、 消費生活課長（当時）の令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の WEB サイトアクセスログ（電磁的記録希望）
公開しない理由	対象期間の WEB サイトアクセスログが不存在であるため、非公開とします。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 総務局行政 D X 推進部デジタル改革推進課 TEL 052-972-2257

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。